

金融所得一體課税のメリットと課題

税制で豊富な個人金融資産の活性化を

中央大学法科大学院教授

森信 茂樹



安倍新政権のもとで2013年度税制改正の議論が開始された。所得税や相続税の改正に注目が集まっているが、注目すべき論点の一つに、金融所得の一體課税がある。今後のわが国の経済活性化を考える際、1500兆円の金融資産をどう活用していくかということは大きな課題で、金融税制をどう仕組むかが決定的に重要となる。

金融所得一體課税とは

現在わが国の金融所得は、基本的には分離課税になっている

た場合、ほかの株式の譲渡益や配当所得とは通算できるものの、債券や預金の利子所得とは通算できないという問題がある。

そこで、金融商品・金融取引ごとに異なる課税方式を、同一税率のもとで分離課税するとともに、金融所得間の損益通算や譲渡所得は10%、利子所得は20%と異なっている（所得税には復興特別所得税が追加）。また課税方式の異なる総合課税（所得に応じた累進税率）のものも混在しており、投資家にとって大変わかりにくい。加えて、株式投資などで損失が生じ

損益通算や損失繰越を広く認めることにより、投資リスクの軽減につながるので投資促進効果が生じる。株式譲渡所得などに優遇税率を設けるより損益通算を広げ期間を長くとることのほうが、投資促進効果が高いことについては、マスグレイブやシヤウプなど高名な財政学者の主張しているところである。

04年6月旧政府税制調査会が「金融所得課税の一體化についての基本的考え方」と題する報

告書を公表して以降、自民党政権下の09年から上場株式等の譲渡損と配当の損益通算が可能になり大きな一步を踏み出した。しかし一方で、上場株式の譲渡所得と配当所得については10%の軽減税率を設ける証券優遇税制が存続したことから、20%税率の適用される利子所得との間での一体化ができず議論はストップしていた。これが、民主党政権下の11年度税制改正大綱で、「経済金融情勢が急変しない限り」優遇税率は13年末をもつて終了、20%の本則税率に戻ると記され、自民党政権下でもその方針を引き継ぐこととなつたので、金融所得一體課税の議論が再開されたのである。

世界の潮流は 二元的所得税

金融所得を、総合課税（累進課税）されている勤労所得と切り離して低い税率で分離課税するという思想は、税制の世界的な潮流の一つである二元的所得税を背景にしたものである。

二元的所得税というのは、個人の所得を、賃金・給与等の「勤労所得」と、利子・配当・キャピタルゲイン等の「資本（金融）所得」の二つに分け、勤労所得には所得再分配の観点から累進税率を課すが、資本所得については分離して比例税率を課すという税制である。

資本所得の税率を、法人税率や勤労所得の最低税率と同水準に設定することで、資本の効率的な活用を促すとともに、国外への逃避や租税回避を防止する効果をもたらしたものである。

06年のOECD租税委員会の報告書はこの税制について以下のように記述している。「あらゆる所得を発生ベースで足し上げて累進課税することによって公平を達成することを目指した

包括的所得税制であるが、現実には、さまざまな政策的配慮から租税特別措置がつくられた結果、課税ベースが狭くなり、水平的不公平の問題を生じさせている。また、その結果、税収調達機能も低下している。

そこで、勤労所得より移動性が高く国外に逃避しやすい金融・資本所得については、勤労所得と分離して、低率の比例税率を課すことにより、包括的所得税のもつさまざまな問題点の緩和を図ろうという試みが出てきた。それが二元的所得税で、世界の潮流となりつつある。」

〔図表1〕 金融商品の課税方法

金融商品	インカムゲイン	キャピタルゲイン・ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離（配当所得）	申告分離（譲渡所得）
債券・公社債投信	源泉分離（利子所得）	非課税
預貯金	源泉分離（利子所得）	—
デリバティブ取引		申告分離（雑所得）

（出所） 金融庁資料

90年代に北欧諸国から始まった二元的所得税は、01年オランダのボックス課税、09年ドイツの金融税制改革へと広がった。現在ドイツはすべての金融所得について25%の分離課税、フランスも税率の差異はあるものの金融所得はすべて分離課税、包括的所得税に熱心なアメリカで

さらに、総合課税は、追加的な資本所得に対し、納税者の最も高い限界税率を課すことになるので、それを嫌ったキャピタルフライトを生じさせている。そのことが、税務当局のタックスコンプライアンスコストを増加させている。

そこで、勤労所得より移動性が高く国外に逃避しやすい金融・資本所得については、勤労所得と分離して、低率の比例税率を課すことにより、包括的所得税のもつさまざまな問題点の緩和を図ろうという試みが出てきた。それが二元的所得税で、世界の潮流となりつつある。」

（Fundamental Reform of Personal Income Tax, OECD Tax Policy Studies No.13 筆者意訳）

具体的論点

(1) 金融所得の創設

これまでの金融商品・金融所得を一体課税するためには、租税法律主義のもとで金融所得という所得分類を設ける必要がある。申告分離課税の対象となる金融所得という概念を税法に設け、金融取引・商品ごとに指定していくという方法が考えられる。

まずは公社債の利子、ついで預貯金利子や雑所得に分類されている先物取引というように進めていく必要がある。その際、

さえ、株式譲渡益と配当については事実上分離課税となっている。IMFでも、今後の所得税制の向かう方向は、二元的所得税とフラット・タックスであると論じている。

このように、金融所得一体課税の背景には、金融税制を効率的にして貯蓄・投資を経済成長につなげていきたいという認識や思想がある。

現行制度のもとでは源泉分離課税で譲渡損益を認識せず、いわゆる「利子並み課税」となつて、早急に申告分離課税と債権譲渡損益を認識する、「株式並み課税」に変更する必要がある。このような手順、工程表をあらかじめ公表することによって、納税者や市場関係者の法的安定性や予測可能性が増加する。

(2) 経費・損失の取扱い

金融所得という概念を設ける以上、経費・損失の取扱いも重要である。現行制度では、利子所得には経費が認められず、配当所得には負債利子控除のみが認められているが、今後は、投資信託における投資顧問料などは、金融所得を得るために直接必要な費用として、所得税の考え方方に沿って経費性を認めるべきである。

また損失についても範囲を拡大していく必要がある。現行法では、ペイオフの結果生じる損失や社債のデフォルト損失は、家事費（消費）とみなされて経費にはならない。たとえば、リーマン債を購入して損失を被つた場合の税制上の取扱いが、競馬の馬券を買ってはされた場合と同じ消費であるというのは、一般個人が資産を運用する投資の時代にそぐわない。個人事業者と同じ発想で、投資に伴う経費・損失を広げていくことが必要ではないか。

ドイツでは年間801口の定額控除が資本（金融）所得の経費として認められているし、スウェーデンでも資本所得の利子についての経費控除が認められている。金融所得は人為的に損失を発生させやすく租税回避に使われることが多いので、なんらかの制限をすることはやむをえないかもしれない。しかし、金融所得と勤労所得との損益通算を原則認めない金融所得一体課税のもとでは、租税回避は基本的に防止されることを忘れてはならない。

(3) 特定口座の活用と番号制度

一體化を進めていくうえでは、特定口座制度の活用が重要である。特定口座上の金融所得は、損益通算を行ったうえで金融機関が源泉徴収を行い、投資家は申告不要で納税が完了す

〔図表2〕 個人型年金非課税制度（日本版IRA）の概要

目的	<ul style="list-style-type: none"> 国民が国や企業に依存せず、自助努力で資産形成することを税制面から支援 個人単位で資産を管理することで、企業倒産による影響やポータビリティの問題を解消 企業間や世代内の不公平の問題を解消し、雇用形態の多様化（正規・非正規）にも対応 国民共通の個人年金制度を整備しておくことで、現行複数に分散している3階部分を将来的に整理・統合する際の受け皿として設置
適用対象者	<ul style="list-style-type: none"> 国内に住所を有する個人で、年齢が20歳以上65歳未満の者を対象とし、職業や所属企業の区別なく、一律に適用
運用方法・対象商品	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関に専用の口座を開設 金融所得一体課税の対象に含めることを検討している金融商品を幅広く対象とする
適用要件	<ul style="list-style-type: none"> 5年以上の管理・運用を行ったうえで、60歳以後、定期にわたって払出しを行うことを金融機関との間の契約とする仕組み 上記要件に違反した場合、払出しをした日以前5年以内に生じた個人年金資産の運用益に対して遡及課税を実施（医療費や介護関連の支出といったやむをえない場合は除く）
課税方法	<ul style="list-style-type: none"> 拠出時課税、運用時・給付時非課税のTEE型（Tは課税、Eは非課税） 個人年金勘定において拠出をした金融資産から生ずる利子、収益の分配または差益等に対して非課税
拠出限度額	<ul style="list-style-type: none"> 年間120万円程度を想定。「使い残し」は翌年以降に繰越し可能
導入時期	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関等におけるシステム開発期間に鑑みて、2012年以降をメド
課題	<ul style="list-style-type: none"> 現行の3階部分の個人単位の年金制度と新制度の関係整理 現行の3階部分の年金制度について、いつまでにどの制度を整理・統合するのかという具体的かつ現実的な工程表の作成 年金原資を現在価値で新制度に移管できる仕組み等資産移行を円滑に進める方法の検討 拠出方法を、「任意時期積立方式」とするか「定期積立方式」とするかについて、限度額管理のためのシステムの機能・費用と合わせて検討が必要

（出所） 金融税制研究会 2010年8月金融庁金融税制調査会提出資料から。

金融所得一体課税の論点

る。このような制度は、所得把握の確実性、簡素性、徴税の効率性等多くのメリットをもつ優れた課税インフラである。今後一体化が進めば、銀行と証券会社それぞれに特定口座を保有し、口座間で損益通算を行う納税者が現われるが、番号（マイナンバー）を活用して所得確認のできるシステムを設けることで、スマートな対応が可能となる。この観点からも、マイナンバーの早期導入が求められる。

(4) 日本版ISAについて

最後に、日本版ISA（少額株式等にかかる配当所得・株式譲渡益の非課税制度）について。これまでの金融税制の議論のなかで、時限的な日本版ISAの創設が決まっており、その恒久化が議論となっている。しかしこの制度は、対象商品が株式や株式投信に限定されているなどさまざまな制約があり、本格的な個人金融資産の活性化につながる制度とはいがたい。そこで、企業年金制度のあり方が問われている今日、あらゆる個人が老後の生活資金を多様な金融商品で積立て運用すること

を税制で支援する日本版IRA（個人型年金非課税制度）のような制度に時間をかけて転換していくほうが実効性が高い。

自民党政権の誕生で、民主党政権下の「公助」中心の政策から「自助・自立」を支援していく政策へと転換していくと考えられるが、年金制度について、税制優遇付きの私的年金を導入していくということは、その考え方方に沿つたものであるといえよう。

【参考文献】

『金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提案』（共著、10年、金融財政事情研究会）
『マイナンバー』（共著、12年、金融財政事情研究会）

もりのぶ しげき
73年京都大学法学部卒、大蔵省入省。主税局総務課長、東京税関長などを歴任。05年財務総合政策研究所長。現職は中央大学法科大学院教授。東京財團上席研究員、ジャパン・タップクス・インスティチュート所長。

きんざい メール配信サービス 開始のお知らせ

きんざいのメール配信サービス（メールマガジン）が始まります

- ◆新刊書籍や雑誌の最新号の内容をスピーディにお知らせ
- ◆セミナー情報をタイムリーにお知らせ
- ◆検定試験の案内などをお知らせ

株式会社きんざい

検索

ほかにも、ここでしか読めない記事や、実務に役立つ情報を配信していきます。

メールマガジンのお申込み・購読は無料です。きんざいのホームページ（<http://www.kinzai.jp/>）からお申込みできます。
きんざいのホームページへ今すぐアクセス！



株式会社 きんざい ☎ 160-8520 東京都新宿区南元町19 <http://www.kinzai.jp/>